

RESPECT

高槻市立城南中学校 生徒指導だより第10号 令和3年11月17日(水)発行

R3年度、防寒着・防寒具についての連絡です。

令和3年度 ※¹防寒着※²防寒具の着用可能期間

11月18日(木)～3月24日(木)

※1 防寒着…制服の上に、防寒対策として着る上着のこと。

※2 防寒具…マフラー・ネックウォーマー、手袋のこと。

「防寒着」、「防寒具」についてのルール

- ・着用の目的は、登下校時の寒さ対策です。今年度、校舎内での着用は認めていません。授業中や休み時間の着用は禁止です。(授業中、ブレザーを着用していてもなお寒い場合は、ポロシャツの中に着込むか、右のひざかけについてのルールを確認し、ひざかけを使用するようにしましょう。)
- ・防寒着は「派手でない」「高価でない」ものにし、上着として使用できるもの(チャック、ジッパーがついていて羽織れるもの)を選びましょう。
- ・防寒着としての使用許可が出ている部活動の*防寒衣類(*以下**クラブウェア**)は登下校時に使用してかまいません。
- ・クラブウェアには名前を記載し、他人のものと混合することのないようにしましょう。
- ・クラブ活動における朝練の服装については、クラブ顧問の指示に従いましょう。
- ・寒さ対策でブレザーの中にセーターを着る場合は、学校指定のものを着ましょう。

「ひざかけ」についてのルール(R2年生活委員・旧3年総合授業 協賛ルール)

- ・ひざかけは、座っているときのみ使用可能で、必ずひざにかける形で使用しましょう。
- ・もし、移動教室でひざかけを持っていく場合は、必ず手で持っていきましょう。(マントのように肩にかけて使用したり、足に巻いて移動したりすることは禁止です)
- ・なお、すべての移動教室で持参可能なわけではないので(たとえば、火や薬品を使う授業等では持参不可。)、使用して良いか先生に確認するようにしましょう。
- ・紛失を防ぐため、ひざかけには名前を記載し、使わないときはカバンの中か机の中に入れておきましょう。

その他 連絡

防寒の基本

防寒の基本は「重ね着」です。何枚か着ることによって、服と服の間に空気の層ができることがポイントです。基本は、インナーシャツ(ハイネックは認めていません)・ポロシャツ・セーター(学校指定)・ブレザーです。

インナーシャツ

時折、インナーシャツをズボンやスカートから出す人がいますが、インナーシャツはしっかりとズボン・スカートに入れておきましょう。そうすることで、暖かい空気をとどめることができ、腹部を暖めることもできます。シャツのボタンも閉めておくと暖かい空気を服の中にとどめることができます。

防寒着と防寒具に関する注意点を守り、一人ひとりが安心、安全で快適な学校生活を送れるようにしましょう。